

第29回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年10月28日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 議案第151号 現況証明願について | 2件 |
| 第 5 | 議案第152号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 6 | 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 7 | 議案第154号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |

○出席委員(13名)

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	3番	高原 文男 君
4番	橘 澄子 君	6番	甲斐やす子 君	7番	森田 享子 君
8番	大泉 義明 君	10番	平間 清 君	11番	類瀬 正幸 君
13番	津野 斉 君	14番	笛木 眞一 君	15番	高橋 政寿 君
16番	佐瀬日出夫 君				

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■ 君

○欠席委員(3名)

5番	嶋中 勝 君	9番	渡邊 裕義 君	12番	熊谷 英二 君
----	--------	----	---------	-----	---------

○その他出席者

事務局長	相撲 浩信 君	振興係長	小幡 裕也 君
主任	不藤さとみ 君	主 事	大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第29回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時04分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番・森田君 8番・大泉君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第29回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎議案第151号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4、議案第151号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第151号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字栄 1 2 7 - 1 1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、7 8 9 m²。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員は、森田委員、嶋中委員、大泉委員、渡邊委員。

調査年月日は、令和元年 1 0 月 2 1 日。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 7 番・森田君。

○7 番（森田享子君） 7 番・森田です。

議案第 1 5 1 号、番号 1 について報告致します。

1 0 月 1 0 日付けで調査依頼がありまして、1 0 月 2 1 日に嶋中委員、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて、番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号 2。

土地の所在、字虹別原野 6 1 線 1 0 3 - 8。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、7, 8 1 3 m²外 1 筆、合計 8, 5 7 3 m²。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員、高原委員、熊谷委員、笛木委員。

調査年月日は、令和元年10月23日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第151号、番号2について報告致します。

10月9日付けで調査依頼がありまして、10月23日に高原委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第151号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第152号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5、議案第152号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第152号について説明致します。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字栄127番地3。

現況地目、雑種地。

面積、16,325㎡の内136.30㎡。

事業計画の名称、農家用住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅75.61㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しは、ありません。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第152号、番号1について報告を致します。

10月15日に事務局より調査の依頼があり、10月21日に嶋中委員、渡邊委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが農家用住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

当該地は周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字栄77番地13。

現況地目、原野。

面積、3,451㎡外1筆、合計4,356㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル360枚。

土地所有者、XXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

他法令の許認可の見通しは、ありません。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田。

議案第152号、番号2について報告致します。

10月15日に事務局より調査の依頼があり、10月21日に嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから13ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し、問題ないと思われれます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第152号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第153号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6、議案第153号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

議案第153号について説明致します。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ原野25線30。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、46,380㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金498,000円。

世帯員又は構成員につきましては、譲受人が2名となっております。

畑、採放地面積、譲渡人が46,380㎡、譲受人が614,285㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります平間委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

議案第153号、番号1について報告致します。

10月15日に事務局より調査の依頼があり、10月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望より農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんの経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、XXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

XXXXXXXXXXさんの経営面積は申請地を含め約66haとなりますので、下限面積要件は満たしてい

ます。

権利取得後に、農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第153号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第154号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7、議案第154号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第154号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり8件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

、

、

、

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,556㎡外7筆、合計面積は168,680㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年10月31日。

対価の支払期限、令和元年12月13日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、8,881,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号5まで、利用権の設定を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別464-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、143,931㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、9,464,000円。

番号3。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字弟子屈827-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、103,453㎡外12筆、合計面積577,213㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、35,438,000円。

番号4。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん外1名。

土地の所在、字栄34-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,854㎡外32筆、合計面積は350,104㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、15,596,000円。

番号5。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄28-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,526㎡外6筆、合計面積は305,218㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、9,465,000円。

なお、番号1から番号5まで、すべてあっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号5まで内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については原案可決されました。

続いて、番号6を議題と致します。

なお、████番・████君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（████君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、████████████████████、████さん。

利用権の設定等をする者、████████████████████、████さん外1名。

土地の所在、字栄34-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、916㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和元年10月31日。

対価の支払期限、令和元年12月13日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、5,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、あっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

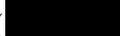
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

(君復席)

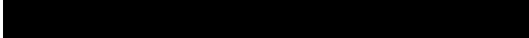
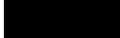
続いて番号7を議題と致します。

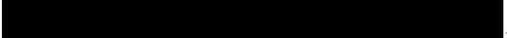
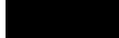
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字熊牛原野19線西9-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,965㎡外2筆、合計面積は39,881㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年10月31日から令和6年10月30日まで。

土地の引渡時期、令和元年10月31日。

金額は、年間127,619円。

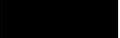
支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

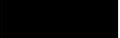
なお、渡邊委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、事務局より報告させていただきます。

議案第154号、番号7について報告致します。

10月1日付けで事務局より調査依頼がありまして、10月11日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてにおいて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

以上で渡邊委員の代理報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、
[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、
[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内原野北4線188-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,498㎡外4筆、合計面積は95,330㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年10月30日から令和11年10月29日まで。

土地の引渡時期、令和元年10月30日。

金額は、年間285,990円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第154号、番号8について報告致します。

10月1日付けで事務局より調査依頼がありまして、10月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案第154号、内容8件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第29回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第29回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

(午前10時33分閉会)